

民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続等のIT化について

令和4年2月
法制審諮問

(民事訴訟のIT化)

(現状)

- ・ オンラインでの訴え提起等は不可
- ・ 電話会議システムやテレビ会議システムの利用は一部の手続に限定

⇒ **令和4年国会に民訴法改正法案提出予定**

民事訴訟手続を全面的に(訴え提起から判決に至るまで)IT化

研究会報告書の概要

民事訴訟IT化の検討成果を踏まえつつ、各手続の特性を踏まえた議論

1 インターネットによる申立て等によらなければならない場合

民事訴訟における議論を踏まえ、さらに検討(破産管財人が提出する書面、債権届出の提出などのオンライン化など)

2 記録の電子化

民事訴訟においては、記録は全面的に電子化する方向で検討

⇒ 民事訴訟と異なり、対立当事者間の事件ばかりではなく、記録が基本的に申立人が提出した資料のみで構成され、インターネットを利用して記録にアクセスするニーズが乏しい事件類型については、例外とすべきとの意見も(例えば、子の氏の変更の事件など)

3 期日におけるウェブ会議等の活用等

民事訴訟での検討と同様に、ウェブ会議等を利用した期日の実現

⇒ 民事訴訟にはない期日(売却及び配当、債権者集会等)についてのウェブ会議等の利用についても議論

⇒ 関係者が対立当事者に限られないケースがある(破産事件における債権者や破産管財人など)ので、どの範囲でウェブ会議等の利用を認めるのかなども検討

4 記録の閲覧

民事訴訟では、電子化した記録につき、当事者については随時のオンラインアクセスを認める方向で検討

⇒ 随時のオンラインアクセスを認める関係者の範囲(差押債権者、破産管財人、破産債権者など)について議論

⇒ 家事事件では、現行法下では、子の利益や、DV被害者の保護の必要等もあり、記録の閲覧が当然には認められていないため、随時のオンラインアクセスの可否について改めて検討

5 訴訟裁判所と執行裁判所との連携等(判決等の正本の添付省略)

⇒ 当事者に判決等の正本の提出を義務付ける方法を改め、執行裁判所が、訴訟裁判所の記録にアクセスし、判決内容を確認する方式の導入等を検討

民事訴訟以外のIT化に関する検討

○ 令和3年4月～

「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」における検討

⇒ 計12回の研究会

○ 同年12月

「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」の取りまとめ

スケジュール

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

(令和3年12月閣議決定)

・ 「手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、**令和4年度(2022年度)に結論**を得る。」

・ 「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、**令和5年(2023年)の通常国会に必要な法案を提出**」

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する法律案（概要）

IT化の現状

現状では、例えば、次のとおり、民事訴訟の手続のIT化は、限定的

- ① 訴えの提起は書面の提出による
- ② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない
- ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所でしなければならない

検討の経緯

- 令和2年2月21日 法制審議会への諮問
- 令和4年2月14日 要綱決定
- 令和4年3月8日 閣議決定

民事訴訟制度のIT化

一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化

〔参考〕2020.7 閣議決定「成長戦略フォローアップ」

オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、2022年中の民事訴訟法等の改正に取り組む。

① オンライン提出等

(1) 訴状等のオンライン提出が一律に可能

【民訴132条の10等関係】
(新旧p42-44等)

(2) 裁判所からの送達をオンラインによることも可能

【民訴109条-109条の4等関係】
(新旧p30-32等)

※ 弁護士等は、オンライン提出・受取を義務化
【民訴132条の11関係】(新旧p44-45)

② ウェブ参加等

(1) ウェブ参加が可能な期日（ex. 口頭弁論）の拡充・要件の緩和

【民訴87条の2等関係】
(新旧p14-15等)

(2) 電話（音声のみ）による参加が可能な期日の要件の緩和

【民訴170条等関係】
(新旧p59-60等)

③ 記録の閲覧等

(1) 訴訟記録を原則電子化

【民訴132条の12・132条の13、160条、252条等関係】
(新旧p45-48、56、70-71等)

(2) 当事者はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能

【民訴91条の2関係】
(新旧p17-18)

当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の創設

◇ 現行民訴法には、審理期間を定めた規定はなく、当事者は、審理終結等の時期の見込みが立たない。

当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手続開始から6月以内に審理終結、そこから1月以内に判決をする制度の創設【民訴381条の2-381条の8関係】(新旧p83-87)

住所、氏名等の秘匿制度の創設

◇ 現行民訴法では、当事者の記録閲覧に制限はなく、訴状等に記載された相手方当事者の住所、氏名等の閲覧が可能

社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき（当事者がDVや、犯罪被害者であるケース等）は、当事者の住所・氏名等を秘匿することを可能とする制度の創設【民訴133条-133条の4関係】(新旧p2-7)

人事訴訟・家事事件手続のIT化

◇ 離婚訴訟・調停において、裁判所に現実に出席しない限り、和解・調停により離婚を成立させることはできない。

ウェブ会議による期日参加で、和解・調停による離婚の成立を可能とする仕組みの創設【人訴37条、家事268条関係】(新旧p139-140、164)

インターネットを利用した申立て等

- ▶ 訴状・準備書面の提出は、裁判所に持参・郵送する方法によるのが一般的
- ▶ 手数料等の納付は、印紙を貼り、郵便切手を納める方法による

- 民事訴訟において、**インターネットを利用して裁判所に訴えの提起や攻撃防御方法の提出**をすることができるようにする。【民訴132の10条関係】（新旧p42-44）
- 納付は、原則として、**Pay-easyによる電子納付**によることとする。【費用8条等関係】（新旧p101等）
 - ※ Pay-easy
 - …税金等の支払を金融機関のインターネットバンキングやATMを用いて支払えるようにするサービス

インターネットを利用した送達

- ▶ 裁判所から当事者に対する判決等の送達の方法は、書面の郵送等による
- ▶ 所在等が知れない者への送達（公示送達）は、必要な事項を裁判所の掲示板に掲載するのみで、インターネットを利用していない。

- 送達対象データを裁判所のサーバに記録し、**送達を受ける者が閲覧・ダウンロード**をすることが可能な状態にした上で、**送達を受ける者が届け出た連絡先（メールアドレス等）に通知**をする方法により送達を可能とする。【民訴109条-109条の4関係】（新旧p30-32）
 - ※ ①閲覧、②ダウンロード、③通知の発信から1週間経過、のいずれか早い時期に送達の効力発生
 - ※ 送達を受ける者がこの方法によることを希望する届出をした場合に限る（委任を受けた訴訟代理人等は、後記のとおり。）。届出がないケースは、書面の送達による。
- 公示送達では、**最高裁判所規則で定める方法（具体的には、ホームページを想定）により必要な事項を表示すること等**を可能とする。【民訴111条関係】（新旧p33）

委任を受けた訴訟代理人等の申立て・送達

- ▶ 申立て等や送達についてインターネットを利用する方法による方が手続の迅速化や合理化が図られる。
- ▶ 委任を受けた訴訟代理人（ex. 弁護士）はインターネットを利用する方法によることを求めるのが相当

- 弁護士等の委任を受けた訴訟代理人が**訴え等の申立てをする際には、インターネットを利用する方法によらなければならない**。（※ その責めに帰することができない事由によりインターネットを利用する方法をすることができないときは書面提出の方法によることも可能）

【民訴132条の11第1項、第3項関係】（新旧p44,45）

- 委任を受けた訴訟代理人は、**インターネットを利用する方法による送達の届出（通知先とする連絡先の届出を含む）をしなければならない**。

【民訴132条の11第2項関係】（新旧p44）

弁論準備手続における当事者双方の電話会議等による参加

- ▶ 民事訴訟では、争点を整理するための手続として弁論準備手続があるが、その期日では、電話会議等による参加が可能
- ▶ ただし、当事者の一方は必ず期日に出席しなければならない。

- 当事者のいずれもが期日に出席していないケースでも、**当事者双方が電話会議等を利用して弁論準備手続の期日に参加**することができるようにする。【民訴170条関係】(新旧p59-60)
- ※ 電話会議等…音声のみの通話による方法のほか、映像と併せた音声の通話による方法

口頭弁論（法廷）における当事者のウェブ会議による参加

- ▶ 民事訴訟では、口頭弁論（法廷）の期日が開かれるが、現行法では、当事者は、その期日に、ウェブ会議による参加は認められていない。

- 当事者の一方又は双方が**ウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加**することができるようにする。【民訴87条の2関係】(新旧p14-15)
- ※ ウェブ会議…映像と併せた音声の通話による方法
(音声のみの通話による方法は含まない)

ウェブ会議・電話会議を利用する要件の見直し等

- ▶ 現行法でも、例えば、当事者が電話会議を利用して弁論準備手続に参加したり、証人尋問をウェブ会議を利用して行ったりすることができるが、その要件として、遠隔の地に居住していることといった遠隔地要件がある

- 遠隔地要件を削除するなどして、当事者等が**遠隔地に居住していないケースでも、ウェブ会議・電話会議を利用することができることを明確**にしている。
【民訴170条、204条等関係】(新旧p59-60、64等)

- ▶ 和解の期日など、電話会議等を利用する参加が認められていない期日がある

- **和解の期日などでも、電話会議等を利用**することができるようにする。
【民訴89条等関係】(新旧p15-16等)

訴訟記録の電子化・閲覧

- ▶ 訴状、準備書面及び書証などが提出されると、そのままの状態での保管（紙媒体のままでの保管）
- ▶ 判決・調書などの原本も書面で作成し、紙媒体のままの状態での保管

- ▶ 訴訟記録の閲覧は、裁判所に紙媒体で保管されているものを閲覧する方法によることになる。

- 訴訟記録は、原則として、**電子データで保管**
 - 書面で提出されたものは裁判所が電子データ化 【民訴132の12・13条等関係】（新旧p45-48等）
 - ※ インターネットを利用して裁判所に訴えの提起や攻撃防御方法の提出がされれば、そのまま、電子データで保管
 - ※ 電子化が困難なケースや、当事者の閲覧等に制限があるケースなどでは、電子データではなく、紙媒体で保管することも許容
 - 裁判所は判決、調書を電子データで作成し、そのまま電子データで管理 【民訴160条、252条関係】（新旧p56、70-71）
- 訴訟記録の**閲覧は、電子データにアクセスして行う**。【民訴91条の2関係】（新旧p17-18）
 - ※ 細目は、最高裁判所規則で定めることを予定。当事者及び利害関係を疎明した第三者は、自宅から、自己の端末を利用してすることができることとする等とすることを想定

和解に関する訴訟記録の閲覧の見直し

- ▶ 和解の内容を記載した和解調書等についても、誰でも、閲覧が可能
- ▶ 和解期日は、非公開で行うこともできるが、後に和解調書等の閲覧がされると、和解することに躊躇することも

- 和解調書等（公開法廷である口頭弁論期日で行われたものを除く。）については、**当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、閲覧をすることが可能**であることとする。 【民訴91条2項、91条の2第4項関係】（新旧p16,18）

当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の創設

現 状

- ▶ 裁判の審理の期間や審理の開始から判決の言渡しまでの期間について、現行民訴法上、明確に定めた規定はない
- ▶ 当事者が一定の期間で終わるとの合意をしても、制度上、その合意に従って審理を終結することや判決を言い渡すことについての規定はない
- ▶ 当事者において裁判所の判決がされるまでの期間に見通しがたないことが裁判の利用を躊躇する一要因であるとの指摘がある
 - ※ ただし、事案によっては、期間を制限することにより当事者の権利が害されるおそれがあるとの指摘がある

見直しの内容

【民訴381条の2-381条の8関係】(新旧 p 83-87)

手続の特則の内容

当事者の書面又は期日における口頭の**申出等（双方の申出又は一方の申出及び他方の同意）を要件**とする次のような手続を創設

- 手続開始の日から **6か月以内に審理を終結**（手続開始の日から5か月以内に主張や証拠を提出、その後1か月以内に証人尋問）
- 審理を終結した日から **1か月以内に判決の言渡し**
- **当事者の双方又は一方は、この手続が開始した後であっても、いつでも、期間の限定のない通常の手続による審理を求めることができる**
- この手続の判決に対しては、異議の申立てをすることができ、**異議の申立てにより通常の手続により審理及び裁判**をする

※手続の利用が認められないケース等

- **消費者契約に関する訴え、個別労働関係民事紛争に関する訴えは対象外**
- 「**事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、この手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認める場合**」には**裁判所はこの手続を開始することができない**。
 - ・**当事者間に証拠の偏在がある事件**（例えばP L法に基づく損害賠償）は、基本的に、「当事者間の衡平を害する」ときに該当する。
 - ・**弁護士等の訴訟代理人が選任されていない場合**には、基本的に、「適正な審理の実現を妨げる」ときに該当する。

住所、氏名等の秘匿制度の創設

現 状

- ▶ 例えば、訴状には、原告の住所・氏名を記載しなければならないなど、申立書には申立てをする者の住所・氏名の記載が要求されるほか、裁判所からの書類等を受け取るために、送達先（ex. 住所）の届出をしなければならない。
- ▶ 現行民訴法では、何人も、訴訟記録の閲覧をすることができる。当事者に対して訴訟記録の閲覧を制限することを認める規定はない。
 - ▶ 性犯罪の被害者が、加害者に対し、自己の氏名等を知られることをおそれ、損害賠償を請求する訴えを躊躇する恐れがあるとの指摘がある。
 - ▶ 審理の過程で、DV等の被害者の現在の住所が記載された書面等が提出されても、これを加害者に秘匿することができない。

見直しの内容

【民訴133条-133条の4関係】（新旧 p 2-7）

- **秘匿対象となる事項**…① 当事者（申立て等をする者）及びその法定代理人の
 - ・ **住所、居所**、その他その通常所在する場所（ex. 職場）
 - ・ **氏名**その他その者を特定するに足りる事項（ex. 本籍）② ①を**推知**することができる事項
- 秘匿の**要件**… 当事者に知られることにより、**社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ**があるとき

秘匿決定の手続

- ・ 秘匿すべき住所・氏名等を別途届出をした上で、裁判所に秘匿決定の申立てをする。
- ・ **秘匿決定があれば、申立書等には、住所・氏名等の記載は不要**（裁判所が定める代替事項を代わりに記載）
- ・ 住所・氏名等や推知事項の記載がある部分については、**申立てにより閲覧等の制限が可能**
- ・ 要件を満たさないことが判明したり、相手方の攻撃防御に実質的に不利益が生ずるケースは、後に制限等が解除されることがある。

職権の手続

- ・ 送達を実施するために、被告等の住所等について調査嘱託を実施したケースでは、被告等の申立てがなくとも、秘匿の要件があれば、裁判所は、職権で、その結果等の閲覧を制限することも可能

現 状

▶ 家庭裁判所の離婚訴訟・調停において、途中の期日では電話会議の利用は可能であるが、裁判所に現実に**出頭しない限り、和解・調停により離婚を成立させることはできない。**

- ※ 離婚訴訟 原則公開の法廷で当事者双方が離婚原因の有無等について主張や立証をする手続（和解も可能）
- ※ 離婚調停 非公開の調停室で当事者双方が話し合いをする手続

見直しの内容

【人訴37条、家事268条関係】（新旧p139-140、164）

ウェブ会議による離婚

離婚訴訟・調停において、**ウェブ会議による参加で、和解・調停により離婚を成立させることを可能とする仕組みの創設**

※本人の真意を確認する観点から、本改正では、電話会議の方法による参加で離婚の成立を可能とする仕組みは導入せず。

（人事訴訟・家事事件等の全面的なIT化は、次年度別途検討予定）